

福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が行う社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある事業又は商店街以外の団体が商店街等と共働して、商店街を事業の実施場所として行う同様の効果のある事業に、福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等

本市内の商店街及びその連合体であって、かつ、福岡市中小企業振興条例（昭和48年福岡市条例第21号）第2条第2号に規定する協同組合等に該当するものをいう。

(2) 商店街以外の団体

特定非営利活動法人、公益社団法人等（公益社団法人、公益財団法人、公益的活動を行う一般社団法人・一般財団法人をいう。）、商工会議所等（福岡商工会議所及び早良商工会、志賀商工会をいう。）、社会福祉法人（社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人をいう。）、大学・短期大学、生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、民間事業者（法人格を有しているものに限る）、その他市長が特に認める団体をいう。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、商店街等又は事業実施場所である商店街等の推薦を受けた商店街以外の団体とする。ただし、商店街以外の団体については、事業実施場所である商店街等において、商店街等と連携・共働して第4条に掲げる事業を実施し、当該商店街等の活性化を図るものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、助成の対象としない。

(1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（団体が法人である場合には、その役員）となっている団体

(2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

3 市長は、事業からの暴力団の排除に関し警察へ照会確認を行うため、申請をしようとする団体に対して役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求められることができる。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、商店街等を実施場所として、社会課題解決のために行う次の各号のいずれか若しくは複数に該当する事業であり、かつ、ビジネスモデルとして継続して実施可能であるとともに、本市商店街等の活性化に広く貢献していく事業とする。

(1) 少子化・高齢化

(2) 障がい者支援

(3) 安全・安心

(4) 地域資源活用・農商工連携

(5) 環境

(6) 買い物困難者（買い物弱者）支援

(7) その他、市長が特に重要と認める課題

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成の対象としない。

(1) 市の他の制度に基づく助成金の交付を受けて実施する事業

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(支援内容)

第5条 この要綱による支援の内容は、アドバイザーの派遣及び助成金の交付とし、その内容は次の各号に定めるところによる。

(1) アドバイザーの派遣

ア 第9条による交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）が、助成対象事業を実施する場合に事業の円滑かつ効果的な事業となるよう、アドバイザーを助成団体に派遣する。

イ アドバイザーは、1助成団体あたり原則3回とし、事業計画の確立と、事業実施後の事業継続に向けたアドバイスをを行う。ただし、市長がアドバイザーの派遣について特に必要と認めた場合は、3回を超えて派遣できるものとする。

(2) 助成金

ア 助成は、1助成団体あたり、1事業に対し原則1回とする。ただし、市長が助成について特に必要と認めた場合は、1回を超えて助成できるものとする。

イ 助成金の額は、助成の対象経費の3分の2以下とし、200万円を限度として、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、同事業に国又は福岡県の支援制度を利用する場合は、助成率を減率する。

ウ 本号イの規定により算出した助成金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、前条に規定する事業に係る経費のうち、別表1に定めるものとする。ただし、本市の他の補助金・助成金の交付を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業、支出済みの活動経費、団体運営上の経常的な経費等は助成の対象としない。

(助成対象期間)

第7条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第8条 市長は、この要綱による支援を希望する団体を公募する。支援を受けようとする団体は、福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市長が認める書類の添付を省略することができる。

(1) 団体の会員名簿及び役員名簿（様式第2号）

(2) 団体の定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法等について定めるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

2 商店街以外の団体が支援を受けようとする場合は、事業実施場所である商店街等の推薦書（様式第3号）を申請書に添えて市長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請書を受理した場合には、その内容を審査し、関係機関等で構成される福岡市商店街支援施策等協議会の委員により申請内容を精査し、その意見を参考にして助成金を交付することが適当と認めるときは、その旨を福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請を行った団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により助成金を交付することが不適当と認めるときは、申請者に対しその旨を福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(助成事業の変更)

第10条 前条の規定により助成の決定を受けた団体(以下、「助成団体」という。)は、交付決定を受けた事業の内容又は交付決定額に変更が生じるときは、あらかじめ福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業実施計画変更申請書(様式第6号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 事業計画の細部の変更であって、助成目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めたとき。
- (2) 交付決定額の20パーセント以内の変更であるとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 助成団体が当該年度の助成の対象事業を完了したときは、速やかに福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業実績報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の経過又は成果を証する書類等市長が必要と認める書類
- (2) 成果物
- (3) 助成対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、助成対象事業の事業効果の検証について、助成団体に報告を求めることができる。

(助成金の確定)

第12条 市長は、前条の事業実績報告書を受領したときは、実施事業の活動状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき助成金の額を確定し、福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業助成金確定通知書(様式第8号)により助成団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条に規定する通知を受けた助成団体は、速やかに請求書を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

2 助成団体は、当該事業の完了前であっても福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業助成金前払請求書(様式第9号)を提出し、その事業の性質・資金計画上その事業終了前に交付することが適当であると市長が認めるときは、助成金の全部又は一部の交付を事前に受けることができる。

3 助成金の事前交付を受けた助成団体は、前条の規定により確定した助成金の額が、前項の規定により事前に交付を受けた額に満たないときは、市長が指定する期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(報告の徴収等)

第14条 市長は、助成団体に対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(助成の決定の取消し等)

第15条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当する場合は助成の決定を取消し、及び交付した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成を行うことを不相当と認めたとき

(経費の節減)

第16条 助成団体は、助成の対象となった事業の実施に当たり、経費の節減に努めなければならない。

(書類の保存)

第17条 助成団体は、助成金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第18条 助成団体は、助成金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け保管状況を明らかにしておくとともに、助成対象事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 助成団体は、取得財産等で、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものを、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）内に、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市地域との共生を目指す元気商店街応援事業助成金による取得財産の処分申請書（様式第10号）により、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、助成金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

(届出の義務)

第19条 助成団体は、その事務所を移転し、名称若しくは代表者を変更し、又は解散等の重大な事故が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(適用法規)

第20条 この要綱は、この要綱の規定に基づいて対象となる事業に対して助成を行うことについて、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の規定を補うものであり、この要綱の規定と同規則の規定が相容れない場合には、同規則の規定を優先する。

(その他)

第21条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 改正後のこの要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、第13条第3項並びに第15条の規定により助成金の交付を受けた助成団体が市に返還しなければならない義務を負う場合にあっては、当該義務が履行されるまでの間、当該助成団体に対しては、なお、その効力を有するものとする。